

令和元年度 矢板市議会 議会運営委員会 行政視察報告書

令和元年 9月19日
議会運営委員会委員長 和田 安司

1 期 日

令和元年8月27日（火）～8月28日（水） （1泊2日）

2 場 所

福島県 田村市 ～ 宮城県 柴田町 ～ 宮城県 かわまちテラス閑上（ゆりあげ）

3 視察・研修ルートおよび移動方法 全行程 借り上げバス

矢板市役所→ 矢板 IC（東北道）→ 郡山 JCT（磐越道）→ 船引三春 IC

→ 田村市役所 → 船引三春 IC（磐越道）→ 郡山 JCT（東北道） 仙台市 泊

仙台市→ 仙台宮城 IC（東北道）→ 村田 IC→ 柴田町役場 名取 IC→ かわまちテラス閑上

→ 名取 IC→ 矢板 IC →矢板市役所

4 視察、研修事項

（1）福島県 田村市

- ・ 執行部への反問権付与について
- ・ 議長選挙にかかる所信表明会について

（2）宮城県 柴田町

- ・ 執行部への反問権付与について
- ・ 議員間の自由討議について

（3）かわまちテラス閑上（ゆりあげ）

東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県名取市閑上地区 地元事業者と応援者によってまちづくり会社を設立し 閑上の商業の再建を目的に2019年4月25日（木）グランドオープンした施設を訪れる。

5 視察参加者

矢板市議会 議会運営委員会 6名

委員長 和田 安司 副委員長 宮本 妙子

委員 櫻井 恵二 委員 藤田 欽哉

委員 中村 久信 委員 今井 勝巳

矢板市議会

議長 石井 侑男 副議長 関 由紀夫

矢板市議会事務局

局長 薄井 勉 副主幹 黒崎 真史

5 視察、研修の内容と成果

(1) 視察先概要 ご対応いただいた皆様

矢板市

31,689人(2019年6月1日) 170.46km² 186人/km²

昭和の合併により1町2村が矢板町になりその後1958年(昭和33年)11月に市政が施行され 昨年 60周年を迎える

議員定数16名 2つの常任委員会 議会運営委員会 6名

福島県 田村市 概要

36,105人(2019年6月1日) 458.33km² 78.8人/km²

市の花 つつじ 坂上田村麻呂伝説

平成17年(2005年) 5町村合併し誕生 2015年 市政施行10周年

田村市議会 20名

4つの常任委員会 総務文教7 市民福祉7 産業建設6 予算19

議会運営 6名

田村市議会

議長 大和田 博 様

議会運営委員長 遠藤 正恵 様 副委員長 渡辺 照雄 様

議会事務局長 秋元 力 様 次 長 齋藤 忠一 様

宮城県 柴田町

37,776人(2019年7月末) 54.03km² 696人/km²

東北本線と国道4号が走る仙南地区の中心地

昭和31年(1956年) 2町村合併し誕生 3年前 60周年

柴田町議会 18名 (うち女性6名)

4つの常任委員会 総務 文教厚生 産業建設 議会広報

議会運営 6名

柴田町議会

議長 高橋 たい子 様

議会運営委員長 広沢 真 様

総務常任委員会 委員長 平間 奈緒美 様

文教厚生常任委員会 委員長 吉田 和夫 様

議会事務局長 大川原 真一 様

(2) 視察・研修内容

詳細内容及び事前質問事項と回答 各議会基本条例・実施要綱等は別紙にて

(3) 視察研修の目的、成果と今後の方針

矢板市議会基本条例の前文に記載されている基本理念や各条文に則した議会運営がなされているか、各条文が現状に則したものであるか、個別に検証を行い適切な措置を講じていく ※ 【】内は矢板市議会基本条例前文及び条文

① 市長等の反問権 (一般質問の充実)

【二元代表制の一翼を担う存在として、市民の代表機関及び矢板市の意思決定機関としての役割】をしっかりと担っているか

(検証)

会議 特に一般質問において 論点及び争点が明確にされたうえで かみ合った質問と答弁がなされていない

【市長等は、議会の全ての会議において、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で議員の質問又は質疑の趣旨を確認することができる】第8条 - 3
とある 適切に運用され かみ合った質問と答弁がなされることが望まれる

(内容)

両議会における反問権の行使された議事録を事前に確認し視察に臨む 反問権付与とその実施状況を説明いただき 質疑と意見交換を行う
質問の趣旨を確認するだけか その質問の背景や根拠までを求めるものなのか で違いはある。

意見交換において

『反問権と反論権は違う』

『質問の趣旨と目的、根拠を明確にして一般質問を行う』

ことを改めて確認する

(今後の方針)

6月定例会の一般質問の状況を受け7月17日(水)議会運営委員会6名に議長・副議長を加えた8名からなる 議会改革推進特別委員会を開催。
市民の皆様により分かりやすい一般質問にするため 通告書の書式を変更し質問の要旨を記載いただくこと、聞き取り時には議長・副議長が参加することを決し、後の議員会にて同意を得た。
議員各位の協賛により9月定例会の一般質問では 大変わかりやすいものとなった。

② 議長選挙にかかる所信表明会について (より開かれた議会を目指し)

【議会は、合議制の意思決定機関の特性を發揮し、これまで以上に市民本位の立場に立ち、公正性及び透明性の確保を図りながら、市民に信頼される開かれた議会づくり】
をしっかりと行い

【公正性及び透明性の確保を図りながら、市民に信頼される開かれた議会づくり】
を推進しているか

(検証)

慣例により議長・副議長選挙は2年に1度行われている。現在矢板市議会では 議長・副議長立候補者の所信表明は 本会議休憩中議員控室においてなされ 公開はされていない。

より開かれた議会のため 録画配信を含め所信表明の在り方を検討する。

(内容)

田村市議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明会実施要領を事前に頂いた上、説明と質疑意見交換を行う

(今後の方針)

実施の方針が決定されれば 関係法規と先進地事例を参考に議運もしくは議会改革推進特別委員会で要綱(案)を作成し 議員会に諮り承認を得たのち要綱に則して実施される。

③ 議員間の自由討議について

【議員間の自由で闊達な議論により、議会としての意見を取りまとめ、政策立案及び政策提言を行うとともに、執行機関の事務執行を監視する】

責務をはたしているのか

【議会は、言論の場であることを認識し、議員相互の自由な討議を中心とした運営】に努めているか

【議会は、議案審査等において議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう】努めているか

【議会は、政策等に対して、共通認識及び合意形成を図ることにより、政策の立案及び提言を推進するため、政策討論】

を行っているか

(検証)

矢板市議会基本条例制定後 議員間の自由討議は行われておらず、それに基づく政策提言もなされていない

(内容)

柴田町議会における 議員間討議導入の経緯と成果、今後の課題を事前資料として頂き それに基づき 質疑意見交換を行う。

発言の自由と少数意見の尊重のもと重要政策について議員各自が意見を述べること、議員である以上明確な賛否の表明と それを公表することの重要性を再確認できた。

(今後の方針)

矢板市議会議員間討議要綱(案)作成に着手する(8/22議会改革推進特別委員会決定事項)

(4) 意見交換からの(当初視察目的外)成果今後の方針

○ 予算・決算特別委員会の構成について

(検証)

- ・決算審査において 議長あて監査報告を提出した議会選出監査委員が委員となり、質疑や意見を出せる状況である。
- ・当初予算は所管常任委員会にて審査するが 一般会計補正予算はすべて総務厚生常任委員会にて審議している。

(内容)

- ・決算審査には(議長)監査委員は属さない。
- ・(議長・監査委員を除く)全議員にて 予算審査特別委員会(常任)を構成する。

(今後の方針)

先進地事例を参考に 予算・決算審査特別委員会の在り方を検討する。

田村市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第4条）

第3章 危機管理（第5条）

第4章 議会運営（第6条—第8条）

第5章 市民と議会の関係（第9条）

第6章 議会と行政の関係（第10条—第12条）

第7章 自由討議の推進（第13条・第14条）

第8章 議会の機能強化（第15条—第19条）

第9章 議員の政治倫理、身分（第20条・第21条）

第10章 最高規範性で見直し手続（第22条・第23条）

附則

田村市議会は、本市における日本国憲法に定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項各号に規定する議決事件にとどまらず、議決すべき事件を定める権限を有する。

また、地方分権時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されるなか、地方自治の進展を図るため、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠であり、二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けた市長と議会が、健全な緊張関係を保ちながら、立法機能及び監視機能を十分発揮し、それぞれの職責を担い、市民の代表として多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められる。

議会及び議員においては、正確な情報を市民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、より一層市民からの信頼に応えるため、時代に合った市民が求める議会の在り方を目指し、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」の促進と、議会としての政策立案能力を高め政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

また、田村市は河野広中らが日本で初めての議会である民会をつくり、自由民権思想を広めた地で、福島県の自由民権運動発祥の地といわれる。

このような認識の下、先人が築いた歴史と伝統を受け継ぐとともに、不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する市議会として市民とともに主体性を高めることを決意し、全力をもって、市民の負託に応えるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、真の分権時代の到来に向けて、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、反映させるための運営に努めること。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めること。
- (4) 市民主権のもと、市民の立場に立ち市政の監視・評価の強化に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、言論が議会活動の基本であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指し、活動すること。

(会派)

第4条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めること。
- 4 会派及び代表者会議については、別に定める。

第3章 危機管理

(災害時における議会及び議員の活動)

第5条 議会は、大規模な災害及びそれに類する被害（以下「災害」という。）及び非常事態等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。

3 議会は、災害の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに必要に応じて、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）に対する情報提供、提言等を行うものとする。

4 議員は、災害が発生した場合は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

第4章 議会運営

(民主的かつ効率的な議会運営)

第6条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。

2 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めなければならない。

3 本会議において、代表質問、一般質問は一問一答方式で行うものとする。

(委員会の適切な運営)

第7条 議会は、市政の課題に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、委員会は、その専門性及び特性が十分に発揮できるよう運営されなければならない。

2 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

3 委員会は、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

(政務活動費)

第8条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けた者は、収支報告書等（収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類）を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 政務活動費については、別に条例で定める。

第5章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第9条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならぬ。

2 議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的知見を活用するとともに、法第115条の2の規定による公聴会及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、意見の把握と反映に努めるとともに、議員の政策立案能力の強化、政策提案の拡大を図るものとする。

4 議会は、全ての会議を原則公開する。

5 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催するものとする。

第6章 議会と行政の関係

(市長等との関係)

第10条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にしなければならない。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、論点を明確にするため議員の質問に対して反問することができる。

(重要な政策等の説明)

第11条 議会は、市長が提案する議案について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対して、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長等が重要な政策等について、基本方針及びその他これらに類するものを作成し、又は変更するときは、当該政策等に関する内容の説明を求めるものとする。

3 議会は、前項の説明を踏まえ、意見及び政策提言を市長等に行うものとする。

4 市長等は、前項の意見及び政策提言の趣旨を尊重しなければならない。

(議決事件)

第12条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

(1) 基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想)

の策定、変更又は廃止

- (2) 基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画）の策定、変更又は廃止

第7章 自由討議の推進

（議会の合意形成）

第13条 議長は、議会が言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

（政策討論会）

第14条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を図るため、政策討論会を開催する。

- 2 政策討論会について必要な事項は、別に定める。

第8章 議会の機能強化

（予算の確保）

第15条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

（議員研修の充実強化）

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第17条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会図書室）

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

（議会広報の充実）

第19条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

- 2 議会は、議会広報のほか多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動をするものとする。

- 3 議会は、田村市議会中継のインターネットによる動画配信や田村市公式フェイスブックを通じ、議会の活動状況を市内多数の市民に周知するものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点のみではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

- 2 議員定数の基準は、人口、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法の規定するところにより、委員会又は議員から提出するものとする。
- 4 議員定数については、別に条例で定める。

第10章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例等を制定してはならない。

- 2 議会は、法令を順守するとともに、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、適正に行われなければならない。

(見直し手続)

第23条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

田村市議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明会実施要領

平成28年3月28日
議会運営委員会決定

1 開催目的

田村市議会議長（以下「議長」という。）及び田村市議会副議長（以下「副議長」という。）として適任者を選挙するため、議長及び副議長の選挙において、立候補制を導入し、所信表明を行う機会を設け、市民にわかりやすい真に開かれた議会運営を行うことを目的とする。

2 立候補制及び所信表明の申出の手続き

(1) 所信表明の申出

議長及び副議長の選挙に立候補する議員は、別紙様式第1号「立候補届出書兼所信表明申出書」により、選挙の行われる日の前日正午までに（土日祝日を除く）議会事務局長に届け出なければならない。

なお、申出に推薦人は不要とする。

(2) 所信表明の申出の撤回

所信表明の申出を撤回しようとする者は、別紙様式第2号「立候補届出兼所信表明申出撤回書」を、所信表明会の開催日の本会議開会までに議会事務局長に届け出なければならない。

(3) 所信表明の重複申出

議長選挙及び副議長選挙の所信表明を重複して申し出ることはいできない。

3 所信表明会の運営

(1) 開催日等

議長選挙、副議長選挙を行う本会議日に行い、本会議を開会后、別表のとおり会議を休憩し行う。

(2) 開催場所

議場において行う。

(3) 進行者

進行は、議会事務局長が行う。

(4) 所信表明の順序の決定

立候補届出書兼所信表明申出書の受付順とする。

(5) 所信表明の持ち時間

所信表明の持ち時間は、一人5分以内で行う。

(6) 所信表明に対する賛意表明等

所信表明会では、所信表明に対しては、何人も拍手その他の方法により賛意を表し、または野次その他の方法により反意を表してはならない。また、かかる趣旨に鑑み、いわゆる応援演説は行わないものとする。

(7) 所信表明の喪失

所信表明の順位が到来した場合において、当該所信表明をしようとする者が会場にいない場合には、所信表明の権利を失う。

(8) 所信表明に対する質疑

所信表明に対しての質疑をすることはできない。

(9) 所信表明会の公開

所信表明会は、公開で行うものとし、インターネットにより配信する。

4 その他

所信表明会の開催は、本会議における議長選挙の対象者を法的に制限するものではない。よって、所信表明者以外の議員に対する投票も有効とする。

【別表】 所信表明会までの流れ

- 月○日 事務局長から立候補届、所信表明会開催通知
- 月○日 立候補届出書兼所信表明申出書 提出締切（選挙実施日前日の正午まで）
- 月○日 本会議 開会

辞任による場合

《議長が辞任の場合》

- ・議長辞職の許可を決定

【休憩】 所信表明会

- ・議長所信表明（受付順）
※公開で行い、インターネットで配信する。

【再開】

- ・議長選挙（新議長決定）

《副議長が辞任の場合》

- ・副議長辞職の許可を決定

【休憩】 所信表明会

- ・副議長所信表明（受付順）
※公開で行い、インターネットで配信する。

【再開】

- ・副議長選挙（新副議長決定）

任期満了による市議会選挙後の場合

- ・臨時議長の決定

【休憩】 所信表明会（正副）

- ・議長所信表明（受付順）
・副議長所信表明（受付順）
※公開で行い、インターネットで配信する。

【再開】

- ・議長選挙（新議長決定）

- ・副議長選挙（新副議長決定）

柴田町議会基本条例

逐条解説

柴田町議会

○柴田町議会基本条例（平成24年12月20日条例第31号）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会運営（第4条—第7条）

第4章 委員会活動（第8条）

第5章 町民と議会との関係（第9条—第12条）

第6章 議会と町長等との関係（第13条—第17条）

第7章 政務活動費（第18条）

第8章 議会及び議会事務局等の体制整備（第19条—第21条）

第9章 議員の政治倫理及び待遇（第22条—第25条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第26条・第27条）

附則

前文

議会は、町長とともに町民の直接選挙によって選ばれた議員によって構成され、町民を代表する合議制の機関として、二元代表制の特性を生かし、最良の意思決定を導く使命を持っています。

また、議会は町民の意思を的確に把握し、町政に反映させるため、議員相互の活発な議論を通して、論点と争点を明らかにするとともに、町長等の執行機関と緊張感をもって真摯に向き合い、町民生活の向上と町民の信託に応える責任があります。

柴田町議会はこれまでも改革に取り組んできましたが、地方分権の進展に伴い、議会の権限と責任が大きくなったことにより、議会は持てる権能を十分に発揮し、自己研鑽と資質の向上に努め、政策立案や政策提言を行っていかねばなりません。

このような使命を達成し、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、町の最高規範である柴田町住民自治によるまちづくり基本条例（平成21年柴田町条例第40号）を遵守し、町民と協働し、真の地方自治を実現することを決意し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定する背景と必要性を示し、柴田町議会の目指すべき方向性を定め、その実現に向けた決意を表明したものです。

前文は四段落の構成となっています。

第一段落、第二段落では議会が持つ使命と責任について述べています。

また、第三段落では地方分権の進展により、今後求められる議会のあり方を述べています。

それを受け、第四段落では、町民に信頼され存在感のある議会を築くため、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例で定める役割と責務を果たし、町民と協働し、真の地方自治を実現するという決意を表明しています。

用語解説

合議制の機関

複数の人員を持って組織し、話し合いによってその意思を決定する制度を合議制といい、議会はこの合議制の機関である。これに対し町長は、一人の判断で意思を決定できる独任制の機関である。合議制は判断を慎重にし、公正な判断をなし、かつ、利害の公平な調和を図る場合に適する。

二元代表制

国とは異なり、地方公共団体は憲法第93条第2項の規定により、首長と議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度となっており、これを二元代表制という。二元代表制では、執行機関としての首長と議決機関としての議会がそれぞれ住民代表として、その権限を担い、相互の抑制と調和により行政運営を行う。

政策立案

町政における課題解決など、その実現に必要な仕組みなどに関する条例案を、議会に提案すること。

政策提言

町政における課題解決などに必要な政策を本会議や委員会で町長等に対し提案すること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住民自治の時代にふさわしい議会のあり方を明らかにするとともに、議会及び議員活動の活性化のために必要な議会運営の基本的事項を定め、もって町民生活の向上と町政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

ここでは、この条例の目的について定めています。

この条例は、住民自治の時代にふさわしい議会のあり方を明らかにし、議会及び議員活動の活性化のために必要な活動原則と議会運営の基本的事項を定めることで、前文でうたわれている議会の使命を果たし、町民生活の向上と町政の発展に寄与することを最終的な目的としています。

用語解説

住民自治

団体自治とともに地方自治の観念を形成する基本的な要素で、地域における意思決定がその地域の住民の意思に基づいて行われること。なお、団体自治とは国から独立した地方自治体が自主的に行政を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 柴田町議会（以下「議会」という。）は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 町政運営が適正に行われているかを常に監視し、検証及び評価すること。
- (2) 政策立案及び政策提言に努めること。
- (3) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。
- (4) 町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう努めること。
- (5) 町民に対し、積極的な情報公開に努め説明責任を果たすこと。

【解説】

ここでは、議会全体としての活動原則について5つの原則を定めています。

(1) 議会が持っている役割である行政チェック機能を発揮させ、町政運営を常に監視し、検証し、評価します。

(2) 議会が持つもう一つの役割である立法機能が十分に発揮できるよう、政策立案及び政策提言に努めます。

(3) 町民を代表する機関として公正性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会を目指します。

(4) 合議制の機関である利点を生かし、町民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映できるよう努めます。

(5) 有権者である町民への説明責任を果たすため、積極的な情報公開に努めま

す。

用語解説

説明責任

行政機関が自らの行った判断や行為に関して、その決定過程及び理由を、住民が納得するように説明し得ること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会が言論の府であること、及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を積極的に行い、議案の表決に当たっては自らの賛否の理由を明らかにするよう努めること。
- (2) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の生活の向上を目指して活動すること。
- (3) 積極的に政策の提言、提案を行うよう、政策立案能力を高めること。
- (4) 地域や町政の課題について、町民の多様な意見を政策形成に反映できるよう、自己の資質の向上に努めること。
- (5) 自らの議員活動について、町民に対する説明責任を果たすこと。

【解説】

ここでは、議員個人の活動原則について5つの原則を定めています。

(1) 議案の審議においては、様々な意見を持つ議員間での自由な討議を積極的に行い、多角的複眼的に問題を議論することで、問題の論点、争点が明らかになるよう努めます。また、議案の表決に当たっても自らの賛否の理由を明らかにし、意思決定の過程と結果について町民への説明責任を果たします。

(2) 選挙で選ばれた町民全体の代表者であることを自覚し、一部の団体や地域にとらわれることなく、町民全体の生活の向上を目指し活動します。

(3) 議会が積極的に立法機能を発揮できるよう、議員個人も積極的に政策の提言、提案を行うため、政策立案能力の向上に努めます。

(4) 議員活動、議会活動を通じて、地域や町政の課題について、町民の多様な意見を常に把握するとともに、政策形成に反映できるよう、常に研鑽に励み、自己の資質の向上に努めます。

(5) 町民の代表としてふさわしい活動をするとともに、自らの議員活動につい

ての説明責任を果たします。

用語解説

言論の府

議会では、原則的に言論（言語によって思想を發表し論ずること）によって様々な問題が議論され、結論を出していくためこのように呼ばれる。

第3章 議会運営

（通年議会）

第4条 議会は、前2条の目的を達成するため議会の会期を通年とする。

2 通年議会を実施するために必要な事項は、別に定める。

【解説】

ここでは、議会の会期について定めています。

前2条で定めた議会及び議員個人の活動原則を達成しやすくするために、議会の会期を通年とします。

通年議会を実施するために必要な事項については、柴田町議会通年議会実施要綱で定めます。

用語解説

通年議会

この条例でいう通年議会とは、地方自治法第102条の2の規定に基づくものではなく、従来のように、定例会及び臨時会の区分に応じ、それぞれ会期を定め、それ以外の期間を閉会中とする方法とは別に、会期を年1回（議会の解散に伴う一般選挙があった場合は年2回）として、年間を通じて議会を開会し、必要に応じて会議が開催できる状態にすることをいう。これにより、議会がより主導的、機動的に活動ができ、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題に迅速に対応することができる。

（自由討議）

第5条 議員は、柴田町議会会議規則（平成18年柴田町議会規則第2号）に定める会議、委員会及び全員協議会（以下「会議等」という。）において、議案の審議及び審査に当たっては議員相互間の自由討議により議論を尽くす。

2 議会は、町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議が積極的に行われるよう努める。

【解説】

ここでは、議員相互間の自由討議について定めています。

第3条でも規定しているとおり、議員は議会が言論の府であること、合議制の機関であることを十分認識し、会議等における議案の審議及び審査に当たっては、議員間相互の自由討議によって議論を尽くします。

意思決定過程において、町民の多様な意見の下で多面的に検討ができるのは、議会が合議制の機関だからです。自由討議により賛否両論の意見を出し合い、論点及び問題点を明らかにし、議決に至るまでの過程を示すことで、町民への説明責任を果たします。

また、議会は、会議等への町長等の出席を最小限にとどめ、町長等に対する質疑中心の議論ではなく、議員同士の自由な討議が積極的に行われるよう努めます。

(議長及び副議長の選挙)

第6条 議長及び副議長の選挙は、立候補制とする。

- 2 議長及び副議長の選挙に立候補しようとする者は、目指す議会像を明確にするため所信表明を行う。
- 3 立候補及び所信表明の実施については、別に定める。

【解説】

ここでは、議長及び副議長の選挙について定めています。

第1項では、議長及び副議長の選挙は立候補制で行うことを規定しています。

また、選挙に立候補しようとする者は目指す議会像を明確にするため、所信表明を行うことを第2項で規定しています。

立候補及び所信表明の実施についての詳細は、柴田町議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要領で定めます。

(議長の責務)

第7条 議長は、議会を代表し中立かつ公正な職務遂行にあたるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【解説】

ここでは、議長の責務について定めています。

議長は議会の代表者としての立場から、中立かつ公正に職務の遂行にあたるとともに、議会の活動を主宰する立場として民主的かつ効率的な議会運営を行う責務が

あることを定めています。

第4章 委員会活動

(委員会の活動)

第8条 委員会は、次に掲げる事項により活動する。

- (1) 社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応すること。
- (2) 請願等の審査に当たって、請願者から説明を受けるよう努めること。
- (3) 審査の過程において、必要に応じ参考人制度及び公聴会制度の活用を努めること。
- (4) 政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。

2 委員長は、委員会活動について会議で報告する。議員は、報告に対し質疑を行うことができる。

【解説】

ここでは、各種委員会の活動について定めています。

(1) 委員会はその専門性を生かして、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応します。

(2) 請願等については、町政等に関する貴重な提案と位置付け、その審査に当たっては、請願者本人からの説明を受ける場を設けるよう努めます。

(3) 議案等の審査の過程においては、その質を高めるため、必要に応じて参考人制度及び公聴会制度を活用し、広く意見を聴き、議論を深めます。

(4) 委員会においても、所管する事項についての政策立案、政策提言を積極的に行います。

また、第2項では委員長に委員会活動についての報告を義務付けます。報告に対する議員の質疑を認め、委員外の議員への情報共有を図ります。

用語解説

参考人制度

本会議や委員会において、町の事務に関する調査又は審査のために必要があると認めるときに、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる制度のこと。

公聴会制度

本会議や委員会において、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を

有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる制度のこと。

第5章 町民と議会との関係

(情報公開)

第9条 議会は、議会だよりやホームページ等を用いて、町民に対し積極的に情報を公開する。

2 会議等は、原則公開とする。議会は、会議等における傍聴者に対し、議案等の関係資料の公開に努める。

3 議会は、議案等に対する議員の賛否を公表する。

【解説】

ここでは、情報公開について定めています。

第2条でも規定しているように、議会は町民に対し、積極的な情報公開に努めなければなりません。そのための具体的な規定として、議会は、議会だよりやホームページをはじめとした様々な媒体を用いて、町民に対し積極的に情報を公開することを規定しています。

会議等は原則公開とし、会議等の傍聴者も審議等の内容が分かりやすく理解できるよう、会議資料についてはできる限り議員等会議出席者と同様の資料を公開するよう努めます。

また、議案等に対する議員の賛否については議会だより等を通じて公表することを規定しています。

(説明責任)

第10条 議会は、議会運営、政策立案、政策決定等の議会活動に関し、町民に対し説明する責任を有する。

【解説】

ここでは、議会の説明責任について定めています。

議会は、議会運営、政策立案、政策決定等の議会活動に関し、町民に対し説明する責任を有していることを規定しています。

第2条でも規定しているように、議会は町民に対し、説明責任を果たさなければなりません。具体的には、議会だよりやホームページなどの媒体のほか、議会懇談会において議会活動についての説明の場を設けます。

(議会懇談会)

第11条 議会は、町民との意見交換を積極的に進めるため、毎年2回以上議会懇談会を開催する。

【解説】

ここでは、議会懇談会について定めています。

議会は、町民との意見交換を積極的に進めるため、議会懇談会を毎年2回以上開催することを義務付けています。

用語解説

議会懇談会

議員が地域に出向き、議会の活動を町民に報告し、説明責任を果たすとともに、町民と自由に意見交換をすることで、議会や町政に対する多様な意見を的確に把握するために開催する会。

(請願及び陳情の意見陳述)

第12条 議会は、請願及び陳情について、議会運営委員会が必要であると認める場合、会議等において提出者からの意見陳述の機会を設けることができる。

【解説】

ここでは、請願及び陳情の意見陳述について定めています。

請願及び陳情は、町民等が町、議会に対しての希望や意思を述べることができる重要な制度です。これらについて、議会がその趣旨や目的を正確に把握した上で適正に審議が行えるよう、議会運営委員会が必要であると認める場合には、会議等において提出者からの意見陳述の機会を設けることができるよう規定しています。

第6章 議会と町長等との関係

(一問一答方式、反問権)

第13条 議会は、議案等の審議及び審査において、町長等と対等な関係で政策論議を行うとともに、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努める。

- (1) 会議における一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式により行う。
- (2) 町長等は、議員の質問及び質疑に対して議長及び委員長の許可を得て反問することができる。反問権の実施については、別に定める。

【解説】

ここでは、議案等の審議及び審査の方法について定めています。

二元代表制の下、議会は町長等と常に緊張関係を持ち、対等な関係で政策論議を行うよう努めなければなりません。

会議における一般質問は、論点及び争点をより明確にするために一問一答方式で行います。

また、町長等は、議長又は委員長の許可を得て、質問の趣旨や議員の考え方の確認を行うための反問をできるようにします。反問権の実施についての詳細は柴田町議会反問権実施要綱で別に定めます。

用語解説

一問一答方式

質問項目を一つずつ質問し、その答弁が完結してから次の質問に移るという形で問答を繰り返す方式のこと。問いに対する答えが明確になるため論点が分かりやすくなる。

一般質問

議員が町の一般事務について、執行機関に対し、見解を求めるもの。柴田町議会会議規則で規定されている。

(計画、政策の形成過程の説明)

第14条 議会は、町長等が実施しようとする重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会における審議及び審査の水準を高めるため、町長等に対し、次に掲げる事項により説明を求めることができる。

- (1) 政策等の必要性及び提案の経緯
- (2) 政策等の形成過程における町民参加の有無及びその内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 柴田町総合計画との整合性
- (6) 政策等の財源措置
- (7) 政策等の将来にわたる効果及び費用

【解説】

ここでは、町長等が重要な政策等を議会に提案する場合における説明について定めています。

二元代表制の下、議会も町長同様、町民生活の向上と町政の発展を図るという責

務を有しており、特に町民生活に大きな影響を与えるような重要な政策等に対する議会の意思決定に当たっては、より慎重な政策論議を行う必要があります。

論点及び争点を明確にし、審議及び審査の水準を高めるため、町長等に対し（１）から（７）の事項により説明を求めることができることとします。

（予算及び決算の説明資料）

第 15 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては必要に応じて施策別又は事業別の説明資料を町長等に求めることができる。

【解説】

ここでは、予算及び決算を審議する場合における説明資料の要求について定めています。

議会において予算及び決算を審議する際には、町長等から法令に定める説明書類等が提出されますが、審議内容を充実させるため、必要に応じて施策別又は事業別の分かりやすい説明資料を求めるものです。

（議決事件の拡大）

第 16 条 議会は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件について、意思決定機関である議会が、柴田町の重要な政策等の決定に参画する観点からその必要性を判断し、議会の議決事件の拡大に努める。

2 議決事件の拡大については、議会の議決すべき事件に関する条例（昭和 54 年柴田町条例第 23 号）で定める。

【解説】

ここでは、議会の議決事件の拡大について定めています。

議会で議決しなければならない事項（議決事件）は地方自治法第 96 条第 1 項に規定されていますが、同条第 2 項で、それら以外の重要な事項についても議決事件に追加できるという規定があります。地方分権の進展により町の権限が拡大している現状を踏まえ、議会はこの規定を積極的に活用し、議決事件の拡大に努めます。

議決事件の拡大については、議会の議決すべき事件に関する条例で別に定めます。

（事務執行の監視及び評価）

第 17 条 議会は、町長等の事務の執行について監視する責任を有する。

2 議会は、審議、議決等を通じて、町民に対して町長等の事務の執行についての評価を明らかにするよう努める。

【解説】

ここでは、町長等の事務執行についての監視及び評価について定めています。
議会は町長等の執行機関が執行する事務について常に監視する責任を有していることを改めて明文化するものです。

また、議会は、審議や議決等の議会活動を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにし、町民に対する説明責任を果たします。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第18条 会派及び議員は、調査研究及び政策立案を行うため交付された政務活動費の執行に当たっては、柴田町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年柴田町条例第2号）の定めるところによる。

2 議会は、政務活動費の収支報告書を公開する。

【解説】

ここでは、政務活動費の執行及び公開について定めています。

会派及び議員の審議能力、政策立案能力などを高めるため、日頃の調査研究などの活動に必要な経費の一部として交付される政務活動費については、柴田町議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、厳正かつ適切な執行をするよう定めています。

また、政務活動費の性質上、その使途の透明性の確保が求められることから、収支報告書を公開することを規定し、町民への説明責任を果たします。

用語解説

政務活動費

地方自治法第100条第14項に規定に基づき、地方公共団体の議会の議員の調査研究その他の活動に資することを目的として、条例の定めるところにより、会派又は議員に交付される資金。

第8章 議会及び議会事務局等の体制整備

(議員調査活動及び研修の充実強化)

第19条 議会は、他の自治体及び各分野の専門家等との交流と連携を図り、先進事

例等の調査研究に努めなければならない。

- 2 議会は、議員の政策形成能力及び資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

【解説】

ここでは、議員の調査活動及び研修の充実強化について定めています。

議会は、政策立案、政策提言を積極的に行うため、積極的に先進自治体や専門的知見を有する専門家等との交流及び連携を図り、調査研究に努めます。

また、議会は、議員の政策形成能力及び資質の向上を図るため、議会主催による研修会のほか、様々な団体が主催する各種研修会への参加機会の確保を図り、議員研修の充実強化に努めます。

(議会事務局の体制強化)

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査研究や法務機能の強化を図るとともに、組織体制の充実に努める。

- 2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営をするため、必要な予算の確保に努める。
- 3 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集及び提供に努める。

【解説】

ここでは、議会事務局の体制強化及び予算の確保について定めています。

議会及び議員の政策立案機能を高め、政策提案型の議会となるためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割も重要となることから、議会事務局の調査研究機能や法務機能の強化を図るとともに組織体制の充実に努めます。

また、議会には予算を調製し提出する権利は認められていませんが、議事機関としての機能を確保し、より円滑な議会運営を行い、町民の信託に応えられるよう、必要な予算の確保に努めます。

議会事務局の役割として、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集を能動的に行い、その提供に努めるよう定めます。

(議会図書室の活用)

第21条 議会は、議員の政策形成等の調査研究に資するため、図書及び資料の充実に努める。

【解説】

ここでは、議会図書室について定めています。

議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定に基づき設置されるものですが、議会は議員の政策形成等の調査研究を支援するため、政府及び都道府県から送付された広報及び刊行物だけでなく、幅広く図書及び資料の充実を図るよう努めます。

第9章 議員の政治倫理及び待遇

(議員倫理)

第22条 議員は、町民の代表者として常に政治倫理の向上に努める。

2 議員の政治倫理については、柴田町議会議員政治倫理条例（平成20年柴田町条例第23号）で定める。

【解説】

ここでは、議員の政治倫理について定めています。

議員は議会活動以外にも様々な活動を行っていますが、常に町民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、高い倫理観を持って行動するよう努め、町民との信頼関係を深めます。

議員の政治倫理については、柴田町議会議員政治倫理条例で別に定めます。

(議員定数)

第23条 議員定数の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮する。

2 議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員定数の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。

3 議員定数は、柴田町議会議員の定数に関する条例（平成14年柴田町条例第21号）で定める。

【解説】

ここでは、議員定数について定めています。

議員定数は、柴田町議会議員の定数に関する条例で定めています。その定数の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できるような体制が

図られるよう検討することとします。

議員定数の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

(議員報酬)

第24条 議員報酬の改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮する。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、議員報酬の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出する。
- 3 議員報酬については、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年柴田町条例第11号。以下「議員報酬等条例」という。）で定める。

【解説】

ここでは、議員報酬について定めています。

議員報酬は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めています。議員定数と同様に、その改正に当たっては、行財政の視点からだけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮し、議会が持つ権能を十分に発揮できるような体制が図られるよう検討することとします。

議員報酬の条例改正議案についても、町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、町民への説明責任を果たすため、委員会又は議員が明確な改正理由を付して提出します。

(長期欠席議員の議員報酬の減額)

第25条 議員が長期にわたり議会活動ができない場合、議員報酬の減額を行う。

- 2 議員報酬の減額については、議員報酬等条例で定める。

【解説】

ここでは、長期欠席議員の議員報酬の減額について定めています。

議員が長期にわたり議会活動ができない場合、活動をしていないにもかかわらず議員報酬を得る状況になります。しかし、議員が得た報酬を自主的に返納することは公職選挙法で禁止されている寄附に該当するためできません。そのため、長期間議会活動ができない議員の議員報酬についてはその期間に応じ減額ができるようにします。

なお、議員報酬の減額の詳細は議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めます。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第26条 この条例は、議会における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行う。

【解説】

ここでは、この条例の位置付けについて定めています。

この条例は議会における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定できません。

また、議会は、議員にこの条例の理念を浸透させ、共通認識を持たせるために、一般選挙を経た議員の任期開始後に速やかにこの条例についての研修を行うこととします。

用語解説

一般選挙

地方公共団体の議会の議員の全員について行う選挙のこと。一般選挙は、議員の定数全部についての選挙であり、補欠選挙、増員選挙等が一部の議員の選挙であるのと異なる。

(見直し手続)

第27条 議会は、この条例の制定後も、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、2年ごとに条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証する。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、条例の改正が必要であると認めた場合は、適切な措置を講ずる。

【解説】

ここでは、条例の見直し手続について定めています。

議会は、常に町民の意見や社会情勢の変化等を勘案して、2年ごとに前文及び第1条に規定されている条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証します。

また、その検証の結果を踏まえ、条例の改正が必要であると認められる場合は、条例改正等の適切な措置を講じることとします。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○柴田町議会通年議会実施要綱

平成25年2月28日
議会訓令第2号

(目的)

第1条 この訓令は、柴田町議会基本条例（平成24年柴田町条例第31号）第4条第2項に規定する通年議会の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(会期)

第2条 会期は通年とし、4月に開会し、次の会期の前日までとする。（柴田町議会運営に関する基準（以下「基準」という。）15）

2 前項の規定にかかわらず、議会の解散があった場合の会期は、議会の解散に伴う一般選挙後に行われる初議会の日から次の会期の前日までとする。

(会議)

第3条 会議は、4月に招集され、定期的に6月、9月、12月及び翌年3月（以下「定例会議」という。）に開催する。ただし、やむを得ない事情により期日に開くことができないときは、変更することができる。（基準2）

2 前項の規定に定めるもののほか、緊急に議案等の審議が必要なときは、その都度会議（臨時会議）を再開する。

3 町長から議案等の審議のため臨時会議の再開を要請されたときは、議長は、原則として3日以内に会議を再開する。

(会議の名称)

第4条 前条の規定による会議の名称は、○年度柴田町議会○月会議とし、会期で更新する。ただし、同一の月内に審議期間の異なる会議が2回以上再開されるときは、2回目以降をその月の回数を会議の前に記して、○年度柴田町議会○月第○回会議とする。（基準1）

(議案等の提出)

第5条 議員及び委員会提出の議案（条例、会議規則、意見書、決議等）並びに町長提出の議案等及び請願（陳情）は、会期ごとにそれぞれ一連番号を付ける。（基準24～26）

(議事日程の作成)

第6条 議事日程は、1議案1日程として作成し、1日ごとに順次番号を付ける。（基準36）

(一般質問)

第7条 一般質問は、定例会議において行う。(基準83)

(一事不再議)

第8条 柴田町議会会議規則(平成18年柴田町議会規則第2号)第14条の規定については、再開する会議の都度、事情変更の原則を適用する。

(所管事務調査)

第9条 常任委員会が行う所管事務調査は、再開する会議の審議期間以外の日を行うことを原則とする。ただし、災害など緊急に調査の必要があるときは、この限りでない。

2 所管事務調査の項目は、再開する定例会議の審議期間最終日に議場で配布する。ただし、災害など緊急に調査の必要があるときは、その都度通知する。

(会議録)

第10条 会議録は、会議ごとに調製する。

(協議)

第11条 通年議会の実施に関し、この訓令及び他に定めのないとき、又はこの訓令を改正するときは、事前に町長と議会が協議を行う。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

○柴田町議会自由討議実施要綱

平成25年2月28日

議会訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、柴田町議会基本条例(平成24年柴田町条例第31号)第5条に規定する自由討議(以下「自由討議」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(自由討議の場)

第2条 自由討議の場は、本会議、柴田町議会委員会条例(昭和39年柴田町条例第217号)第1条及び第3条の3並びに第4条に規定する委員会(以下「委員会」という。)及び柴田町議会会議規則(平成18年柴田町議会規則第2号)第125条に

規定する全員協議会（以下「全員協議会」という。）とする。

（議題）

第3条 自由討議の議題は、議員又は町長が提出する議案及び町民等が提出する請願又は陳情とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長はあらかじめ議会運営委員会に諮り、重要な政策課題を自由討議の議題とすることができる。なお、この議題に伴う自由討議は全員協議会で行うものとする。

3 前項の自由討議は、議論の論点や争点を整理し、議員間の理解を深めるため、様々な手法を用いて行うことができる。

（開始）

第4条 自由討議は、本会議においては議長又は議員、委員会においては委員長又は委員、全員協議会においては議長の発議により開始する。

（発言者等）

第5条 発言者は、議長又は委員長が指名する。ただし、第3条第2項に基づく自由討議は、この限りでない。

2 執行部は、発言に加わらない。ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長から許可を得た場合は、この限りでない。

（討議時間）

第6条 自由討議の討議時間は、30分以内とする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合及び第3条第2項に基づく自由討議は、この限りでない。

（記録及び会議の公開）

第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

○柴田町議会反問権実施要綱

平成25年2月28日
議会訓令第4号

(目的)

第1条 この訓令は、柴田町議会基本条例（平成24年柴田町条例第31号）第13条第2号に規定する反問権の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議長等 議長又は委員長をいう。
- (2) 議員等 議員又は委員をいう。
- (3) 答弁者 説明のため出席した町長その他の執行機関及びその職員をいう。
- (4) 反問 本会議又は委員会における議員等の質問又は質疑に対し、その論点及び争点を明確にするため、内容及び趣旨の確認並びに議員等の考え方、根拠について、答弁者が議員等に質問することをいう。

(行使)

第3条 答弁者は、本会議又は委員会において自らの意思を表明し、議長等の許可を得て、反問を行使することができる。

(一般質問における行使)

第4条 一般質問に行使する反問及びそれに対する答弁は、一問一答方式とする。

- 2 一般質問に行使する反問は、当該一般質問の内容の範囲を超えないものとする。
- 3 一般質問に行使する反問は、当該一般質問における議員からの一問一答が開始されたときから質問が終わるまでに行使できるものとし、当該一般質問における議員からの質問が終わった後には行使できない。

(注意又は制止)

第5条 議長等は、反問の内容が発言趣旨に合わないとは判断した場合は、注意又は制止することができる。

(発言時間及び回数)

第6条 反問に対する議員等の答弁時間及び回数は、質問時間又は質疑時間及び質問回数又は質疑回数に含まない。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年議会訓令第1号）

この訓令は、平成29年12月1日から施行する。

○柴田町議会反問権実施要綱

平成 25 年 2 月 28 日議会訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、柴田町議会基本条例（平成 24 年柴田町条例第 31 号）第 13 条第 2 号に規定する反問権の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議長等 議長又は委員長をいう。
- (2) 議員等 議員又は委員をいう。
- (3) 答弁者 説明のため出席した町長その他の執行機関及びその職員をいう。
- (4) 反問 本会議又は委員会における議員等の質問又は質疑に対し、その論点及び争点を明確にするため、内容及び趣旨の確認並びに議員等の考え方、根拠について、答弁者が議員等に質問することをいう。

(行使)

第 3 条 答弁者は、本会議又は委員会において自らの意思を表明し、議長等の許可を得て、反問を行使することができる。

(一般質問における行使)

第 4 条 一般質問に行使する反問及びそれに対する答弁は、一問一答方式とする。

- 2 一般質問に行使する反問は、当該一般質問の内容の範囲を超えないものとする。
- 3 一般質問に行使する反問は、当該一般質問における議員からの一問一答が開始されたときから質問が終わるまでに行使できるものとし、当該一般質問における議員からの質問が終わった後には行使できない。

(注意又は制止)

第 5 条 議長等は、反問の内容が発言趣旨に合わないと判断した場合は、注意又は制止することができる。

(発言時間及び回数)

第 6 条 反問に対する議員等の答弁時間及び回数は、質問時間又は質疑時間及び質問回数又は質疑回数に含まない。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

~~~~~

## 柴田町議会基本条例

### 第 6 章 議会と町長等との関係

(一問一答方式、反問権)

第 13 条 議会は、議案等の審議及び審査において、町長等と対等な関係で政策論議を行うとともに、次に掲げるところにより緊張関係の保持に努める。

- (1) 会議における一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式により行う。
- (2) 町長等は、議員の質問及び質疑に対して議長及び委員長の許可を得て反問することができる。反問権の実施については、別に定める。

## 矢板市議会基本条例

### 第 3 章 議会及び議員と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第 8 条 (略)

3 市長等は、議会の全ての会議において、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で議員の質問又は質疑の趣旨を確認することができる。

○柴田町議会自由討議実施要綱

平成 25 年 2 月 28 日議会訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、柴田町議会基本条例(平成 24 年柴田町条例第 31 号)第 5 条に規定する自由討議の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(開始)

第 2 条 自由討議は、本会議において議長又は議員の発議により、委員会において委員長又は委員の発議により開始する。

(発言者等)

第 3 条 発言者は、議長又は委員長が指名する。

2 執行部は、発言に加わらない。ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長から許可を得た場合は、この限りでない。

(討議時間)

第 4 条 自由討議の討議時間は、30 分以内とする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(記録及び会議の公開)

第 5 条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 質問事項に対する回答【柴田町】

| No.         | 質問事項          | 回答内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 反問権について   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ①           | 導入した背景・理由     | 議会基本条例の策定に当たり、執行部と調整した結果、導入することとなりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ②           | 具体的な実施方法      | 一般質問に関して、議員からの一問一答が開始されたときから質問が終わるまでに、答弁者が議長の許可を得て反問権を行使することになります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ③           | 導入に当たっての留意点   | 議会運営が混乱しないようにする必要があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ④           | 執行部と協議・調整した内容 | 質問内容の確認にとどまらず、一步踏み込んだ内容までできることとしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 2 議員間討議について |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ①           | 導入した背景・理由     | 議会基本条例の策定に当たり、議案の審議等で議員間の自由討議により議論を尽くすことが必要だと結論に達し、導入することとしました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ②           | 具体的な実施方法      | これまで実施した議員間討議については、(仮称)柴田町総合体育館建設に関するもの、第6次柴田町総合計画素案に関するものがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ③           | 導入に当たっての留意点   | <p>まず、議員間討議のルールについて、共通理解を図ることが重要です。</p> <p>ルールには、次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な内容を話す。</li> <li>・他人の意見に積極的に耳を傾けるとともに、否定しない。</li> <li>・出された意見に対し積極的に疑問点を確認する。</li> <li>・討議中に意見を出し尽くす。</li> </ul> <p>また、ワールド・カフェの手法を使う場合には、次のグラウンドルールが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実に基づいて議論する。</li> <li>・自分の意見だけが正しいとは思わない。</li> <li>・ありとあらゆる角度から検討する。</li> <li>・沈黙を大切にす。</li> <li>・書き出してつなげる。</li> </ul> |